

平成 1 6 年度

独立行政法人日本学術振興会

年度計画

平成 1 6 年 3 月 3 1 日

目 次

第一	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1
第二	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	2
1	総合的事項	2
2	学術研究の助成	4
3	研究者養成のための資金の支給	5
4	学術に関する国際交流の促進	8
5	学術の応用に関する研究の実施	1 1
6	学術の社会的連携・協力の推進	1 1
7	国の助成事業に関する審査・評価の実施	1 2
8	調査・研究の実施	1 2
9	情報提供及び成果の活用	1 2
10	前各号に附帯する業務	1 3
第三	予算（人件費の見積もりを含む。） 収支計画及び資金計画	1 3
第四	短期借入金の限度額	1 4
第五	重要な財産の処分等に関する計画	1 4
第六	剰余金の使途	1 4
第七	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	1 4
別紙		1 5

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、平成15年10月2日付け15文科振第572号で認可を受けた独立行政法人日本学術振興会の中
期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、平成16年度の業務運営に関する
計画を次のとおり定める。

第一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の効率化

業務運営については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。また、組織体
制、業務分担の見直しについて検討を行い、事務手続き、決裁方法など、事務の簡
素化・合理化を促進する。これらにより一般管理費（人件費を含む。）については、
計画的な削減に努め、平成15年度予算（特殊法人分を含む。以下同じ。）に対し
て5%以上の削減を図るほか、その他の事業費（競争的資金を除く。）について、
平成15年度予算に対して1%以上の削減を図る。また寄附金事業等についても業
務の効率化を図るなど、中期計画に従い業務の効率化を図る。

業務の効率化を図る際、研究者等へのサービスの低下を招かないよう配慮する。

2 職員の能力に応じた人員配置

能力に応じた処遇、人員配置を可能にするため、勤務評定の方法等について改善
を図り、より厳正な勤務評定を実施する。

3 省エネルギー、廃棄物削減に向けた取組み

職員を対象とした省エネルギー・廃棄物削減に関する研修を1回実施する。また、
振興会内で実施する会議等の場において、節電やペーパーレスなど、省エネルギー、
廃棄物削減に向けた注意喚起を計4回以上行い、職員の意識改革を促す。

4 情報インフラの整備

（1）業務システムの開発・改善

会計システムについては、伝票を電子的に処理するとともに、会計帳簿につい
ても電子的に管理し、独立行政法人会計基準に則り効率的かつ適正な会計処理を
行う。

（2）文書管理システムの構築

文書決裁業務を効率化させるため、決裁処理を電子化するシステムを導入し、
添付文書の少ないもの、決裁過程の単純なものについて電子決裁処理を行う。

5 外部委託の促進

電算処理など、業務の効率化につながる外部委託を促進する。

第二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

(1) 学術の特性に配慮した制度運営

各事業を推進するにあたり、研究の手法、規模、必要な資金、期間など研究分野により異なる学術研究の特性に配慮した制度運営を図る。

(2) 評議員会

各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を2回開催する。振興会の業務運営に関する重要事項については、幅広く高い識見に基づく審議及び意見を参考に事業を実施する。

(3) 研究者が振興会の業務運営に適切に関与する体制の整備

学術システム研究センター

学術システム研究センターの主任研究員を8人から16人に、また、専門研究員を40人から88人に増員し、センターの機能を大幅に強化させる。これにより、人文・社会科学から自然科学に至る全ての学問領域をカバーする体制を整備する。

学術顧問

学術研究に対する特に高い識見を有する学識経験者7名により構成される学術顧問会議を6回程度開催し、振興会の運営に関し、専門的な見地から幅広い助言を求める。

(4) 自己点検及び外部評価の実施

自己点検

平成15年度にかかる自己点検については、「独立行政法人日本学術振興会自己点検評価規程」、「独立行政法人日本学術振興会平成15年度自己点検評価実施要領」、及び「独立行政法人日本学術振興会平成15年度事業の評価手法について」に基づき、厳正に評価を実施し、外部評価委員会に提出するとともにその結果を公表する。

平成16年度分にかかる自己点検については、諸外国のファンディングエージェンシーが行っている学術研究の特性を踏まえた評価手法について更に調査・検討を行うなどにより評価手法を改善し、実施する。

外部評価

我が国における学術振興の中核的機関として国内外の研究者及び関連機関から信頼を得るとともに、国民のニーズに的確に対応するためには、自らの業務について外部評価を実施し、事業の改善を図ることが重要である。

このため、学界及び産業界を代表する有識者により構成される外部評価委員会において、「独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程」に基づき外

部評価を実施する。

外部評価の結果を業務の改善に役立てるとともに、ホームページ等において公表する。

(5) 情報システムの整備

電子化の活用

研究者へのサービス向上等を図るため、募集要項・応募様式等の書類は、90%以上の公募事業においてホームページから入手可能な状態とする。

研究者からの申請書類を電子的に受け付けるシステムについては、制度的・技術的課題を解決した事業について試行的な運用を開始してその評価による見直しを行うとともに、他の事業への拡充について課題の解決を進める。

書面審査における電子媒体の活用についても、申請書類を電子的に受け付けるシステムの運用と並行して試行的な運用を開始する。

業務用データベースの整備

振興会事業全般の業務効率化に資するためのデータベースについて、情報の追加・更新を図り、その情報量について対前年度10%の増を図る。

研究動向や研究者に関する情報に関するデータベース作成に関する検討を進める。

ホームページの充実

振興会の業務に関する情報に関して、常時、削除、更新、追加を行いながらホームページを充実させ、一般国民や研究者のニーズに応える的確かつ見やすい情報提供に努める。

提供文書ファイル数については、平成16年度末までに、ページ内容を見直しながら、全体で8,900件以上に、また英文ページで1,100件以上に増加させる。

また、これにより平成16年度の年間アクセス件数1,500万件以上を目指す。

情報セキュリティの確保

重要な情報資源を守るため、情報セキュリティポリシーの策定を開始する。

また、セキュリティの確保のため、継続的な外部監視体制の構築を行うとともに、外部委託監査を1回行う。

情報セキュリティに係わる講習について年2回実施する。

(6) 研究費の適切な管理

事業説明会実施時等において、チェック体制整備に対する助言、注意喚起等を行い、適切な経費管理に対する機関側の取組強化、研究者の意識改革の促進を図ることなどにより不正行為の防止に努める。

業務の適正化・効率化とともに研究者へのサービス向上につながる適切な経費管理方法についての検討を進める。

経費の支給方法については、クレジットカードの使用における具体的な手順や問題点について検討を開始する。

(7) 広報

広報委員会を4回以上開催し、一般国民及び研究者等に向けた広報の在り方、実施方法等について協議を行い、その検討結果を踏まえた適切な広報に努める。

英文ニューズレターについては、平成16年度中に4回(各回15,000部)発行する。

2 学術研究の助成

学術研究が効果的に進展するよう、学術システム研究センターと連携して、公正で透明性の高い審査・評価を実施するとともに、業務の簡素化と必要な拡充を図りつつ、研究者の視点に立った助成事業を実施する。

(1) 科学研究費補助金事業

科学研究費補助金事業については、文部科学省が定める事業実施における基本的考え方・役割分担に基づき業務を行う。

平成16年度においては、科学研究費補助金(基盤研究、奨励研究、研究成果公開促進費(学術定期刊行物、学術図書、データベース))について、平成16年度分の交付業務及び平成17年度分の公募・審査業務を行うとともに、文部科学省が交付する萌芽研究、若手研究、学術創成研究費及び特別研究員奨励費の平成17年度分の公募・審査業務を行う。

交付業務

有識者で構成する科学研究費委員会により平成15年度末までに実施された平成16年度科学研究費補助金の審査結果に基づき、平成16年度科学研究費補助金(基盤研究、奨励研究及び研究成果公開促進費(学術定期刊行物、学術図書、データベース))の交付業務を迅速に行う。

また、平成15年度に交付した科学研究費補助金に係る実績報告書の提出を受け、額の確定を行う。

募集業務(公募)

平成17年度公募に関する情報について、別に設定した科学研究費補助金に関するホームページにより公表するとともに、計画調書の様式などの情報を迅速に入手できるようにする。

また、研究者等がより正確に制度を理解できるよう、「平成17年度科学研究費補助金公募要領等に関する説明会」を文部科学省と合同で地域別を実施するとともに、大学等機関からの説明会実施の要望に対応する。

さらに、「平成17年度研究成果公開促進費に関する公募要領等の説明会」を1回実施する。

これらの説明会においては、補助金の不正使用の防止など適切な管理及び取扱いについて指導の徹底を図る。

審査業務等

科学研究費委員会を開催して、文部科学省科学技術・学術審議会が示す「審査の基本的考え方」を踏まえ、科学研究費委員会において平成17年度分の審査方針等を決定する。配分審査のための小委員会を開催し、上記により申請

された研究課題の審査を行う。

審査は、「書面による個別審査」及び適正な規模の小委員会での「合議による審査」の2段階により、公正に行う。その際、補助金の早期交付の観点から、迅速かつ確実な業務実施に努める。

審査委員の選考については、学術システム研究センターの研究員の幅広い参画を得て選考する。学術システム研究センターと連携し、専門的な見地から、より適切に審査委員を選考する体制を整備する。

学術創成研究費では、関係各分野の第一線で活躍する学識経験者から推薦のあった研究課題について、科学研究費委員会学術創成部会において書面審査及びヒアリング審査を行い、平成17年度分の新規課題の選定を行う。

評価業務

評価については、学術創成研究費及び基盤研究(S)について専門家で構成する評価委員会によるヒアリングを行うなど、中間・事後評価を適切に実施する。

学術創成研究費については、研究開始後2年経過後の研究課題(21課題)を対象とし書面及びヒアリング、必要に応じて現地調査により中間評価を行う。この結果に基づき、必要に応じて以後の研究経費の増減、研究の中止を行う。

さらに、平成15年度で終了した研究課題(2課題)について、書面及びヒアリングにより、事後評価を行う。

また、基盤研究(S)については、研究開始後2年経過後の研究課題(69課題)を対象とし、原則として書面により中間評価を行う。この結果に基づき、必要に応じて以後の研究経費の増減、研究の中止等を行う。

さらに、平成15年度で終了した研究課題(1課題)について、原則として書面により事後評価を行う。

その他

電子申請等のシステムの導入に関しては、システム開発など実現に向けた検討を更に進め、可能などころからの導入に努める。

(2) 学術研究の助成に関するその他の事業

科学研究費補助金事業以外の助成事業の必要性についての検討を学術システム研究センターと連携して行う。

3 研究者養成のための資金の支給

(1) 全般的な取組み

大学院博士課程(後期)学生や博士の学位を有する者等のうち優れた研究能力を有する若手研究者に資金を支給し、支援する特別研究員事業等を以下のとおり推進する。

平成16年度支援対象者に係ること

- ・新規支援対象者を採用する。
- ・支援対象者に対し、円滑に資金を支給する。
- ・特別研究員及び海外特別研究員の出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを実施する。

平成17年度新規採用に係ること

- ・新規支援対象者について、審査の独立性を確保する観点から、我が国の第一線の研究者を審査委員等とする「特別研究員等審査会」を設置し、審査方針に基づき、書面審査に加え面接審査を効果的に活用して選考審査を実施し、内定する。
- ・審査委員等は、学術システム研究センターが作成した候補者名簿案に基づき、「特別研究員等審査会委員等選考会」において選考する。その際、審査委員に積極的に女性を登用する。
- ・書面審査及び面接審査の審査委員等の割振について、学術システム研究センターは、支援対象者の専攻分野に応じて適切に行う。

平成18年度以降の新規採用に係ること

- ・学識経験者により構成される「特別研究員等事業委員会」を開催し、若手研究者の主体性を重視しつつ、目的や対象者層に応じた審査方針の検討を行う。
- 審査の透明性を確保する観点から審査方針等をホームページ等で公開する。
- 学術システム研究センターの機能を活用して、選考審査から支援終了後のフォローアップに至る一貫性のある評価体制を構築する。なお、高水準の待遇で採用した者については、支給の効果について評価し、その結果を本人に通知する。
- 採用者にアンケート調査を実施し、その結果を参考としつつ、「特別研究員等事業委員会」を開催し、各種事業の改善・見直しを図る。

また、優れた若手研究者の論文等の研究業績に対し、授賞する制度を定め実施する。

(2) 特別研究員事業

我が国の大学等の研究機関で研究に専念する優れた若手研究者を支援する特別研究員事業を円滑に実施する。

平成16年度支援対象者に係ること

(ア) 特別研究員-DC

我が国の将来を担う創造性に富んだ研究者を養成・確保するため採用した特別研究員-DCに対し研究奨励金を支給する。

博士課程(後期)学生への支援については、当該全学生数の推移を踏まえ、採用者数の増加を図る。

(イ)特別研究員-PD

我が国の将来を担う創造性に富んだ研究者を養成・確保するため採用した特別研究員-PDに対し研究奨励金を支給する。

(ウ)特別研究員-SPD

世界最高水準の研究能力を有する若手研究者を養成・確保するため、高水準の待遇で採用した特別研究員-SPDに対し、研究奨励金を支給する。

(エ)特別研究員(21世紀COE)

「21世紀COEプログラム」に選定された拠点において、主体的に研究に専念することを希望する優秀な博士課程在学者を採用した特別研究員(21世紀COE)に対し研究奨励金を支給する。

(オ)特別研究員(新プロ)

「学術の新しい展開のためのプログラム」に参加する若手研究者に対し研究奨励金を支給する。

(カ)特別研究員(COE)

卓越した研究拠点(COE)を形成するための中核的拠点形成プログラムによる研究に参加する若手研究者に対し研究奨励金を支給する。

平成17年度新規採用に係ること

選考審査等に当たっては、特に以下の点に留意する。

(ア)特別研究員-PD

選考審査に当たって、研究者の流動性向上のため、研究の場を大学院在学当時の所属研究室と同一研究室とする者についてはその正当性を厳しく審査する。

採用期間中に海外の研究機関等において研究活動を積極的に行うことを「募集要項」、「諸手続きの手引き」に記載することにより奨励する。

(イ)特別研究員-SPD

特に優れた者を採用するため、特別研究員-PDの書面審査合格者の中から優秀な者を採用する方法に改める。

採用期間中に海外の研究機関等において研究活動を積極的に行うことを「募集要項」、「諸手続きの手引き」に記載することにより奨励する。

平成15年度以前の支援対象者に係ること

特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を行い、その結果をホームページ上で国民に判りやすい形で公表する。

(3)海外特別研究員事業

海外の大学等研究機関に優れた若手研究者を派遣する海外特別研究員事業を円滑に実施する。

(4)科学技術特別研究員事業

科学技術振興事業団から移管され、特別研究員事業に統合された創造性豊かな若手研究者を国公立試験研究機関等に派遣する科学技術特別研究員事業について、事業の移管以前からの継続支援者への支援を行う。

4 学術に関する国際交流の促進

我が国の研究者の国際交流への自発的ニーズに対応するため、諸外国の学術振興機関と協力しつつ、学術システム研究センターとの連携を図りながら、学術国際交流事業を推進する。

(1) 多国間交流

多国間による戦略的な学術研究ネットワーク構築のための事業を推進する。

先進諸国との先端分野における研究協力

先端的と認められる研究課題について、我が国及び先進諸国の研究機関の間に国際的研究協力網を創成、拡大することを目的として、10件以上の共同研究を実施する。

アジア諸国との研究協力

アジア諸国の学術振興機関と連携し、多国間協力による大型の共同研究を3件実施する。

若手研究者育成のためのセミナー

諸外国の学術振興機関と連携して、若手研究者の育成を目的とした以下の多国間セミナーを実施する。

- ・アジア学術セミナー（3件）
- ・アジア太平洋地域先端科学セミナー（1件）
- ・日欧先端科学セミナー（1件）
- ・先端科学(Frontiers of Science)シンポジウム（2件）

(2) 二国間交流

共同研究、セミナー、研究者交流

諸外国の学術振興機関との協定に基づき、共同研究及びセミナーを中期計画期間の最終年度における350件以上の目標に向け、予算規模に留意しつつ、平成16年度は330件以上の実施を目指す。同様に、研究者交流については500人以上の実施を目指す。

大学間交流支援事業

日本と諸外国の大学等が協定に基づいて組織的に交流することを促進するための大学間交流支援事業として3件以上の大学間の協定に基づく交流事業に対し、支援を行う。

論文博士号取得希望者への支援事業

アジア諸国の若手研究者で論文提出により我が国の博士号取得を希望する者を支援する事業を推進する。事業実施に際し、相手国に対し、厳正な審査に基づく推薦を強く要請するとともに、採用後のフォローアップを強化し、取得率向上のための取組を行う。採用されている者のモチベーションを高めるため、博士号の取得に向けた進捗状況をインターネットで公開する。

拠点大学交流事業

アジア諸国の9学術振興機関と拠点大学事業を26件実施する。そのうち、実施5年目になっている5交流の中間評価を行い、事業の成果を確認するとと

もに、成果が不十分な場合は大幅な見直しを行う。

協定の見直し

諸外国の学術振興機関との関係においては、共同研究やセミナーを重視する方向で6件の協定締結あるいは既存協定の見直しを図り、交流の促進に努める。

(3) 研究者の招致

全般的な取組み

我が国の研究者からの要請に基づき、共同研究等を実施するための外国人研究者を我が国に招へいする事業を実施する。

研究者を招へいする事業の申請機会については、50%以上の事業で年複数回可能となるようにする。

来日に際しては、必要に応じて我が国の情報に関する冊子を提供する。

支援経費については、来日後、14日以内に手に入るようにする。

招へいした研究者の帰国後の連絡先を把握し(外国人特別研究員については新たな採用期間終了者の70%以上)、英文ニュースレターを送付することで人脈の確保に努める。

外国人特別研究員事業

外国人研究員については、中期計画期間中に文部科学省科学技術・学術審議会国際化推進委員会「科学技術・学術活動の国際化推進方策について」(報告)(平成15年1月)に掲げられた2,050人受入れ規模を目指して、多様な国から計画的に研究者の支援を行う。

また、欧米からの若手研究者の交流事業については、海外研究連絡センターを通じた広報活動を更に活発化させるなど、来日研究者数の充実に努めることにより150人以上を招へいする。

欧米5ヶ国において、事業経験者のためのコミュニティ形成に向けての活動を前年度に引き続き実施する。コミュニティ設置が実現したものについては、そのコミュニティが、事業経験者同士の交流や、我が国において研究しようとする若手研究者に対する支援を行う際に円滑に実施されるよう側面的に援助する。

オリエンテーションを7回実施するとともに、日本語研修支援等のフェローサービスを行うことにより生活面についても支援する。

外国人研究者招へい事業

外国の教授クラスの研究者を招致し、共同研究や意見交換を行うための外国人研究者招へい事業として400人以上の受入れを行う。

著名研究者招へい事業

外国のノーベル賞受賞者クラスの研究者を招致し、講演、意見交換等を行う著名研究者招へい事業として10人以上の受入れを行う。

(4) セミナーの開催、研究者の派遣

国際研究集会の開催及び派遣の支援

我が国の研究者が国内で開催する国際的なセミナーへの支援を行う。

文部科学省から移管される国際シンポジウム事業及び国際研究集会派遣事業については、円滑に事業を実施する。

研究協力者の海外派遣

海外における共同研究等に従事する我が国の研究者を派遣する研究協力者海外派遣事業を実施する。

(5) 海外研究連絡センター

海外における学術政策や先端的学術研究に関する情報の収集・提供、学術振興機関との連携の強化に向けた取組を行う。また、海外研究連絡センターにおいて、下記の活動を実施する。

フォーラム・シンポジウム等の開催

我が国の学術情報発信に有効な手段であるフォーラム・シンポジウム等を今年度中に10回以上開催する。各センターにおいては、フォーラム・シンポジウムの効果をより高めるために、現地の学術動向を踏まえて適切なテーマを選定するとともに、関係機関との密接な連携・協力により内容の充実に努める。

学術振興施策・研究動向等の情報収集

学術交流の推進に有益な諸外国の学術振興施策・研究動向等の情報収集に努める。収集した情報については、国際比較などの分析を加えた上で、事業の改善に反映させる。

学術情報の広報・周知

事業説明会等の開催、広報資料の作成・配付及びホームページの充実等により、振興会事業や我が国の最新の学術事情を積極的に広報・周知するとともに、諸外国の学術振興機関との連携を強化し、研究者交流の促進を図る。

情報提供を行うファイルの数は、前年度から10%増加させる。

日英共同による英国大学教授等の招へい

文部科学省から移管される日英共同による英国大学教授等の招へいについては、将来的な海外研究連絡センターとの連携を検討しつつ、円滑に実施する。

事業経験者を対象とした組織化の支援〔再掲〕

欧米5か国に設置しているセンターにおいて、振興会事業経験者によるOB会を組織し、そのコミュニティ形成のための活動を前年度に引き続き実施する。コミュニティ設置が実現したものについては、そのコミュニティが、事業経験者同士の交流や、我が国において研究しようとする若手研究者に対する支援を行う際に円滑に実施されるよう側面的に援助する。

生活ガイドブックの更新

来日研究者に有益な情報を更新・追加した改訂版「来日研究者のための生活ガイドブック2004-2005(仮称)」を作成し、関係研究者に配布する。

(6) 公募事業の改善

各公募事業の申請方法から審査方針に至る情報を整理し、ホームページ上で分かりやすく公開する。

公募事業の現状について諸外国の学術振興機関とも調整しつつ、見直し作業を進める。これにより、5%以上の事業について実施方法を改める。

審査に係る事務を効率化し、研究者が申請してから結果の連絡を受けるまでの期間を4か月以内にする。特に欧米の若手研究者の招へいを目的とする外国人特別研究員(欧米短期)事業に関しては、申請から結果連絡までの期間を80日以内に行う。

振興会の事業に参加した研究者の満足度に関する調査を行い、その結果に基づき、公募事業の見直し作業を行う。

5 学術の応用に関する研究の実施

(1) 未来開拓学術研究推進事業

社会的要請に応えるプロジェクト型事業として実施してきた未来開拓学術研究推進事業については、平成15年度で終了したプロジェクト(40件)について適切な事後評価を行う。また、現在推進中のプロジェクト(26件)については、プロジェクト経費の10%増減などの適切な評価を行う。

本事業の成果として生じた無体財産権についての活用を促進するため、適宜、振興会側の権利放棄・譲渡等を行う。

(2) 人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究

人文科学や社会科学を中心に各分野の研究者が協働して、学際的・学融合的に取り組む「課題設定型プロジェクト研究」を推進するため、学識経験者等で構成する「事業委員会」、「企画委員会」を組織し、適切な企画・実施に努める。

平成16年度は、平成15年度に開始したプロジェクト研究(13件)の研究進捗状況の確認及び平成16年度新規研究領域・プロジェクト研究を推進するための審議・検討を行う事業委員会を4回開催する。

事業推進にあたり、研究者からの提言の発表及び研究者間のネットワークの形成のためにシンポジウム及びワークショップを開催するとともに、研究者間の研究活動を活性化するためにセミナーを行う。

公開シンポジウム	2回程度
共同研究セミナー	2回程度/プロジェクト研究ごと
成果発表のとりまとめ・公表	1回

6 学術の社会的連携・協力の推進

学術の社会的連携・協力の立場から、学界と産業界との連携を促進するため以下の事業を実施する。

産学協力総合研究連絡会議（総合研究連絡会議を改称）

産学協力研究委員会諸事業の充実強化を図るとともに、学界と産業界との連携によって発展が期待される分野やその推進方策を検討するために産学協力総合研究連絡会議を2回開催する。これらの具体的場として産学協力総合研究連絡会議の下に次の委員会を設置・開催する。

・産学協力研究委員会

産学の研究者の要請や研究動向に関し幅広い角度から自由に情報・意見交換を行う産学協力研究委員会を開催する。

当委員会で蓄積された成果発信の場として産学協力による国際シンポジウムを2回開催する。

・研究開発専門委員会

産学協力研究による研究開発を促進するため、将来発展が期待される分野及び解決すべき課題について専門的に調査審議を行う研究開発専門委員会を12回開催する。

7 国の助成事業に関する審査・評価の実施

国の助成事業である21世紀COEプログラムについて、専門家による委員会を開催し、審査・評価等を行う。

平成16年度は、平成14年度に採択されたプログラム（113件）の中間評価を行うとともに平成16年度に新たに公募するプログラムの審議・選定を行う21世紀COEプログラム委員会を開催する。

その際、21世紀COEプログラム委員会、同審査・評価部会及び同総合評価部会において、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。

8 調査・研究の実施

学術システム研究センターの研究者を中心として、振興会の海外研究連絡センターとの連携による、諸外国における学術振興施策の状況調査及び国内外の学術研究動向、研究者動向等の調査・研究を実施し、結果をとりまとめ、今後の振興会事業に反映させることとする。

特に学術研究動向については、学術システム研究センター研究員全員が専門分野にかかる学術動向調査研究を実施し、毎年度成果報告書を提出することとし、その成果を参考に、我が国が今後先導していくべき研究の発掘に努める。

9 情報提供及び成果の活用

各事業の実施状況等、学術研究に関わる情報について、以下の方法により普及に努める。

ホームページへの掲載

各事業の概要、支援の内容等についてホームページに掲載する。

学術月報、学術図書の出版

我が国の学術政策、研究体制・研究動向等に関する記事を中心とした学術月報を12回刊行するほか、学術図書を出版する。

パンフレット等の配布

振興会の事業内容について分かり易く編集された和文、英文のパンフレットを各10,000部以上作成し、学術機関、行政機関、海外の諸機関に対して送付する他、必要に応じて事業毎にパンフレットを作成・配布する。

事業における実施報告書等については、事前の周知や知的所有権等の問題のないものについてホームページ上で公開する。

10 前各号に附帯する業務

学術研究の推進に資する事業として以下のとおり前各号に附帯する業務を実施する。

(1) 国際生物学賞にかかる事務

国際生物学賞委員会により運営され、生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰することにより国際的にも高い評価を受けている国際生物学賞の第20回顕彰にかかる事務を行うとともに、第21回顕彰に向けた準備・支援の事務を積極的に実施する。

(2) 学術関係国際会議開催にかかる募金事務

学術関係国際会議の開催のため、指定寄附金による募金、並びに特定公益増進法人としての募金の事務を行う。

(3) 個別寄附金及び学術振興特別基金の事業

寄附金を受入れ、寄附者の意向に基づき特定分野の助成を行う個別寄附金事業、及び事業分野をあらかじめ特定しないで助成する学術振興特別基金の事業を行う。

第三 予算（人件費の見積もりを含む。） 収支計画及び資金計画

1 予算

別紙1のとおり

2 収支計画

別紙2のとおり

3 資金計画

別紙3のとおり

第四 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は72億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

第五 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

第六 剰余金の使途

振興会の決算において剰余金が発生した時は、広報・情報提供の充実、調査研究の充実、情報化の促進に充てる。

第七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画はない。

2 人事に関する計画

(1) 職員の研修計画

職員の専門性及び意識の上を図るため、次の研修を実施する。

語学研修

海外の機関での研修

併せて、外部で実施される研修に職員を参加させ、その資質の向上を図る。

(2) 人材登用を積極的に進め、職務に対する意識の向上を促すことにより、業務の一層の効率的・効果的な推進を図る。

(3) 国立大学法人等との人事交流を行い、質の高い人材の確保・育成を図る。

(4) 職員の勤務環境を整備するために、福利・厚生の実施を図る。

(別紙1)

平成16年度 予 算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	29,841
国庫補助金収入	88,574
科学研究費補助金	88,432
研究拠点形成費補助金	142
事業収入	38
寄付金事業収入	93
産学協力事業収入	245
学術図書出版事業収入	41
計	118,832
支 出	
一般管理費	629
うち人件費	263
物件費	366
事業費	29,266
うち人件費	595
物件費	28,671
科学研究費補助事業費	88,432
研究拠点形成費補助事業費	142
寄付金事業費	93
産学協力事業費	245
学術図書出版事業費	41
計	118,848

平成16年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	118,821
業務経費	29,239
科学研究費補助事業費	88,432
研究拠点形成費補助事業費	142
寄付金事業費	93
産学協力事業費	245
学術図書出版事業費	41
一般管理費	629
減価償却費	0
収益の部	118,821
運営費交付金収益	29,814
科学研究費補助金収益	88,432
研究拠点形成費補助金収益	142
業務収益	54
寄付金事業収益	93
産学協力事業収益	245
学術図書出版事業収益	41
資産見返負債戻入	0
純利益	0
総利益	0

平成16年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	118,848
次期繰越金	0
資金収入	118,848
業務活動による収入	118,832
運営費交付金による収入	29,841
科学研究費補助金による収入	88,432
研究拠点形成費補助金による収入	142
寄付金事業による収入	20
産学協力事業による収入	245
学術図書出版事業による収入	41
その他の収入	111
前期繰越金	16